

毒を喰らわば皿まで

別添3

本「別添3」は、
2011年10月24日
政府・東京電力統合対策室合同記者会見
において
記者団に配布された資料のうちの
一つです。

東北地方太平洋沖地震に伴う
福島第一原子力発電所 1号機における
事故時運転操作手順書の適用状況について

東電は、手順書原本の提出を迫られていました。

さて、本「別添3」には、
手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 津波発生」
がまったく出て来ません。
3.11に手順書「第22章」をまったく適用していなかったというのです。

本「別添3」は、
地震直後の福島第一原発1号機の運転において
「切り貼り」「黒塗り」の手順書「第1章 原子炉スクラム事故」を適用したとし
「高圧ウロウロ運転」に手順書「第1章」を無理矢理こじつけ当てはめ
運転操作と適用手順書双方の正当化を企みつつ
「操作状況は問題がなかった」と結論するための
でっち上げ文書です。

平成23年10月

東京電力株式会社

東電の嘘が大きければ大きいほど、
東電が必死に誤魔化そうとすればするほど、
逆に1号機のメルトダウンが避けられた可能性が真実味を帯びて来ます。

「別添3」の目次

目 次

1. はじめに	1
2. 事故時運転操作手順書的使用方法について	1
3. 事象の概要（操作関連）	1
4. 事故時運転操作手順書において想定している事故概要および前提条件の概要	4
<u>5. 今回の事故時に実際に実施した運転操作の内容および各操作に対する事故時運転操作手順書における手順の適用状況</u>	<u>7</u>
<u>6. 添付資料（1） 手順書適用状況表</u>	<u>8</u>
(2) 時系列エビデンス	12
参考資料	33
原子力用語集	47

(最終ページ：51)

「別添3」の中の、7ページ目、8ページ目、9ページ目について、他の資料を挟みつつ、デタラメ、インチキについてコメントします。

次頁に「今回の事故対応において、手順をチェックしたエビデンスがない」との文言が出てくることから、ここで手順書使用の原則について確認しておきます。

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書(事象ベース)
2010年 1月16日(102)

手順書に従ってステップ毎に「レ」点チェックをしながら操作することになっています。

3. 手順書の具体的使用方法

- (1) 操作に当たり当直長又は当直副長は、I総則(6.責任と権限)に基づき体制を定め、操作指示者、操作者及び手順書チェック者(操作指示者、操作者等)を明確にする。
- (2) 操作指示者又は操作者は、操作にあたって該当する手順書を準備し、当該手順書に従ってステップ毎にチェックしながら操作を実施する。
ただし、事象の収束を優先して行う操作については、一連の操作実施後、実施した操作が手順と相違ないことを速やかに確認する。
又、手順書をチェックすることで過剰被ばくや汚染拡大等につながる恐れがある操作、及び操作者の安全に影響を及ぼす操作については、操作を行う前に手順書を確認し、一連の操作実施後、実施した操作が手順書と相違ないことを速やかに確認する。
- (3) 操作指示者又は操作者は、手順書を準備していることを操作前に当直長又は当直副長へ報告する。
- (4) 操作者は、操作にあたり復唱及び指差呼称することを徹底する。
- (5) 手順書使用時余裕がある場合は、手順書の原紙(暫定運用されている物は暫定承認された手順書)をコピーしチェック用とする。又、チェック用に使用した手順書は、使用后チェック漏れの無いことを確認し破棄する。手順書使用時余裕がない場合は、手順書の原紙(暫定運用されている物は暫定承認された手順書)にチェックする。又、チェックした手順書は、使用后チェック漏れの無いことを確認し、チェックを消去する。消去が出来ない場合は、チェック用に使用していない手順書の原紙(暫定運用されている物は暫定承認された手順書)をコピーし、チェックした手順書と差し替える。
- (6) 手順書の確認方法は、「レ」点チェックとし、確認する時期及び注意事項を以下に記載する。
 - a. 「レ」点チェックする時期は、操作・確認・報告等を実施し、完了した時点でチェックする。
又、「レ」点チェックは、フローチャート及び本文にチェックする。
 - b. 引継時、手順書チェック者は、引継までに実施した操作について、手順書に線引き等を行い明確にしておく。
 - c. 引継時、引継者は、引継前に実施された操作について、手順書のチェック及び線引き等を確認し、引継漏れが発生しないよう注意する。
- (7) 不具合を発見した場合等で、事象の収束等を優先して行う操作については、対応操作を実施後、手順書があるものについては、操作が手順書と相違ないことを速やかに確認する。
- (8) 現場等に於いて、操作者が1人で手順書を使い、操作と手順書のチェックを実施する場合、手順書の確認及び操作後のチェックが可能であれば、ステップ毎にチェックしながら操作を実施する。
又、1人で手順書の確認及び操作後のチェックが困難な場合は、操作前に手順書の確認をすると共に、一連の操作実施後手順書をチェックし、実施した操作が手順書と相違ないことを速やかに確認する。
- (9) 現場等に於いて、操作者が1人で操作する場合、中操で操作指示者が手順書を準備し、操作指示者が手順書の操作内容を操作者に電話(PHS)又は、ページング等で指示し、操作者に代わり手順書をチェックする事で、操作者は手順書の使用を省略出来る。

ちなみに、この頁は、「別添3」と同時に記者団に配布された「別添1」の53枚目です。

それにしても、このようなことが、いちいち細かく文書になっているのが驚きである。文書になっていなくても、自分の操作を振り返る上でも、他の良い手順があるのかないのか検討する上でも、チェックは当然のことでしょう。時間も含めて。

「別添3」の7ページ目

<対象となる事故時運転操作手順書>

事故時運転操作手順書 (シビアアクシデント)

2. AM設備操作手順書 (2-3 不活性ガス系 (耐圧強化ベント))

<対象となる操作>

今回の事象では、中操での操作用電源が喪失したことにより、中操からのベントラインの構成ができなかったものの、「不活性ガス系 (耐圧強化ベント)」手順書を参考として、現場で手動にてライン構成を行った。

5. 今回の事故時に実際に実施した運転操作の内容および各操作に対する事故時運転操作手順書における手順の適用状況

「3. 事象の概要 (操作関連)」を踏まえて、今回の事故対応において使用または参考としたと思われる「事故時運転操作手順書」を「4. 事故時運転操作手順書において想定している事故概要および前提条件の概要」において選定した。また、その「4.」において選定した手順書の前提条件と実際のプラント状況とを比較し、事故時運転操作手順書毎に使用または参考にした範囲 (止める・冷やす・閉じこめる等の重要な操作=原子炉系の操作) のさらに絞り込みを行った。

今回の事故時におけるイベント・操作に対して、以下に示す事故時運転操作手順書毎の絞り込んだ範囲を参照し、その事故時運転操作手順書における手順の適用状況を「6. 添付資料 (1)」にとりまとめた。

上記赤枠内は、でっち上げの手順である。何で運転が先で手順書が後なのよ。

(1) 手順書毎の絞り込んだ範囲

「第1章」を適用したとのこじつけ当てはめ

①地震発生～全交流電源喪失まで

「事故時運転操作手順書 (事象ベース): 原子炉スクラム事故 (B) 主蒸気隔離弁閉」

・止める・冷やす・閉じこめる等の重要な操作

「第1章」は軽微な事故なので、下線のような大げさな文言は「第1章」内には存在しない。「第22章」内には存在するが。

②全交流電源喪失以降

「事故時運転操作手順書 (シビアアクシデント): AM設備操作手順書」

・2-2 消火系「FP」のライン構成

・2-3 不活性ガス系 (耐圧強化ベント) のうち「S/Cベント」のライン構成

「第22章」にチェックがない?

(2) 操作状況の確認結果

今回の事故対応において、手順をチェックしたエビデンスがないことから、事象に最も類似している事故時運転操作手順書と実際の操作内容を照らし合わせたところ、現時点では現場の状況からして、操作状況は問題がなかったと考えられる。

以上

1号機を「第22章」で運転していれば、このようなでっち上げ虚偽文書は不要である。

この文書には「事象ベース 第22章 大規模地震発生 津波発生」を適用すべきであった」という文言が当然のこと書かれていなければならない。なぜ東電はそれを書くことができないのか。「第22章」を適用して運転していればメルトダウンしなかった可能性がゼロではないからである。東電は「第22章」を詮索されたくないのだから。東電は「第22章」の影を薄くしたいのである。

3.11に「第1章」を適用したとして誤魔化そうとしているのに、

3.11に「第22章」が存在していたなんてそんなこと口が裂けても

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書 (事象ベース)
2010年 2月11日 (103)

第22章 自然災害事故

22-1 大規模地震発生	22-1-1
14時46分:震度6強:地震検知による自動スクラム:所内電源切替	
(A-1) 大規模地震発生の場合 (自動スクラムした場合)	22-1A-1
(A-2) 大規模地震発生の場合 (自動スクラムしない程度の場合)	22-1A-2
(B) 人身災害対応の場合	22-1B
(C) 地震発生後の発電機水素緊急放出の場合	22-1C
(D) 地震発生時の漏水対応の場合	22-1D
14時47分:外部電源喪失:原子炉減圧操作:冷温停止を目指す	
(E) 外部電源喪失の場合	22-1E
22-2 津波発生	22-2
14時49分:津波警報発令:海水ポンプを損傷から保護するための停止操作等	
(A) 近地津波発生の場合	22-2A
(B) 遠地津波 (チリ) 発生の場合	22-2B

前頁に「今回の事故対応において、手順をチェックしたエビデンスがない」との記述があるが、嘘でしょう。

14時46分の地震発生から津波による全交流電源喪失までは50分もあります。この50分間に、手順書「第22章 自然災害事故」を見た形跡も、開いた形跡さえもないとするならば、それこそが大問題です。

手順書に「レ」点チェックをし、操作を確認をする時間は十分にあった筈です。

そもそも、「別添3」のような文書をでっち上げなくても当日の担当者に「どの手順書を使ったのか」と聞けば良いだけの話だし、あれだけの大事故で手順をチェックしたエビデンスが一つも無いというのも変な話だし、「別添3」は「第22章」隠しと言われても仕方ないでしょう。

もっとも、「手順をチェックしたエビデンスがない」との東電の申告は本当のことかも知れません。なぜならば、もし「第22章」を見ていれば、冷やすべき「圧力容器」を冷やさずに、冷やさなくてもよい「格納容器」を海水ポンプを動かしてまで冷やす、といったトンデモナイ運転をする筈がないからです。

3.11の地震発生後に適用すべきは、本手順書「第22章 自然災害事故 (A-1)大規模地震発生の場合(自動スクラムした場合)」でしょう。

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書(事象ベース)

2010年 2月11日(103)

第22章 自然災害事故

22-1 大規模地震発生

(A-1) 大規模地震発生の場合(自動スクラムした場合)

主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (中操)
1. 原子炉自動スクラム	1. 原子炉自動スクラム確認	1. 発生警報及び運転パラメータを確認し、プラント状況把握に努めるとともに「地震後の原子炉施設保安確認および地震状況報告実施要領」に基づき処置を行う。
2. タービントリップ	2. 原子炉スクラム並びに地震発生及び現場へ退避ページング放送 3. 当直員の所在確認指示	2. ページングにて全作業員へ地震発生及び現場からの退避を周知する。 3. 原子炉が自動スクラムしたことを下記項目により確認、報告 (1) 警報 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL A」 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL B」 (2) 表示灯 全制御棒炉心状態表示器(1)全挿入 ◎ ランプ「点灯」 全制御棒炉心状態表示器(2)スクラム ⊕ ランプ「点灯」 システム状態表示 全制御棒全挿入 ◎ ランプ「点灯」 (3) スクラム排出容器I/IIドレン弁, 排出ヘッダベント弁「閉」 (4) APRM 指示「減少」 SRNM/APRM/RBM 記録計 (905 750-10B/C) SRNM/APRM 記録計 (905 750-10A/D)
	4. MSIV状態確認	4. MSIV(内, 外)「全開」又は、「全閉」確認、報告 (1) 表示灯 ⊗ ランプ「点灯」又は、◎ ランプ「点灯」
	5. 原子炉スクラム後の処置操作指示	5. 原子炉モードスイッチ「RUN」から「SHUT DOWN」へ「手動切替」実施、報告
3. 所内電源切替	6. 所内電源切替確認	

22-1A-1-1

一般 取扱注意 社内関係者限り 第一運転管理部

次pdfの対象手順書の欄に入るべきは、

本手順書「第22章 自然災害事故 (A-1)大規模地震発生の場合(自動スクラムした場合)」でしょう。

「別添3」の8ページ目

対象手順書の欄に入るべきは、前pdfで示した、下記でしょう。

6. 添付資料 (1) 手順書適用状況表

「第22章 自然災害事故 (A-1)大規模地震発生の場合(自動スクラムした場合)」

○: 手順通り実施した
△: 手順の一部を実施した
□: 手順を適用できる状況になかった
-: イベント等

操作: 運転員による機器の操作、状態確認等
イベント等: 事象の発生、操作の指示命令等の上記「操作」の起点となる事項
AOP: 事故時運転操作手順書 (事象ベース)
SOP: 事故時運転操作手順書 (検検ベース)

日時	操作 (イベント等)	対象手順書	手順書抜粋	シリアクシテ	手順の適用状況						
3月11日	14:46 (地震発生)	-	-	-	-						
	14:46 原子炉スクラム	AOP 原子炉スクラム事故(B)主蒸気隔離弁閉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長 (当直副長)</th> <th>操作 員 (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉スクラム</td> <td>1. 原子炉スクラム確認</td> <td>1. 原子炉「スクラム」確認、報告 (1) 警報 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL A」 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL B」 (2) 表示灯 全制御棒炉心状態表示器 (1)全挿入 ⑤ ランプ「点灯」 全制御棒炉心状態表示器 (2)スクラム ⑤ ランプ「点灯」 システム状態表示 全制御棒全挿入 ⑤ ランプ「点灯」 (3) スクラム排出容器1/1ドレン弁、排出ヘッドベント弁「閉」 (4) APM 指示「減少」 IRM/APRM/RBM 記録計 (905 750-10B/C) IRM/APRM 記録計 (905 750-10A/D)</td> </tr> </tbody> </table>	主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)	1. 原子炉スクラム	1. 原子炉スクラム確認	1. 原子炉「スクラム」確認、報告 (1) 警報 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL A」 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL B」 (2) 表示灯 全制御棒炉心状態表示器 (1)全挿入 ⑤ ランプ「点灯」 全制御棒炉心状態表示器 (2)スクラム ⑤ ランプ「点灯」 システム状態表示 全制御棒全挿入 ⑤ ランプ「点灯」 (3) スクラム排出容器1/1ドレン弁、排出ヘッドベント弁「閉」 (4) APM 指示「減少」 IRM/APRM/RBM 記録計 (905 750-10B/C) IRM/APRM 記録計 (905 750-10A/D)	○	(手順の適用状況) 「止める」機能が動作したことを表す原子炉スクラム警報、制御棒ランプ表示を手順通り確認。 [添付資料 (2) - 1 - 1、(2) - 2 - 1、(2) - 3 - 1] 「閉じ込める」機能が動作したことを表すMSIV閉のランプ表示を手順通り確認。 [添付資料 (2) - 1 - 3、(2) - 2 - 1、(2) - 3 - 1]
主要項目	当直長 (当直副長)		操作 員 (A)								
1. 原子炉スクラム	1. 原子炉スクラム確認		1. 原子炉「スクラム」確認、報告 (1) 警報 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL A」 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL B」 (2) 表示灯 全制御棒炉心状態表示器 (1)全挿入 ⑤ ランプ「点灯」 全制御棒炉心状態表示器 (2)スクラム ⑤ ランプ「点灯」 システム状態表示 全制御棒全挿入 ⑤ ランプ「点灯」 (3) スクラム排出容器1/1ドレン弁、排出ヘッドベント弁「閉」 (4) APM 指示「減少」 IRM/APRM/RBM 記録計 (905 750-10B/C) IRM/APRM 記録計 (905 750-10A/D)								
14:47 00秒	全制御棒全挿入	2. タービントリップ	3. MSIV全閉	2. MSIV (内、外)「全閉」確認、報告 (1) 警報 「MAIN STEAM LINE ISO VLV NOT FULL OPEN SCRAM TRIP」 「MSIV INSIDE V. SOLENOID DE-ENERGIZED」 「MSIV OUTSIDE V. SOLENOID DE-ENERGIZED」 (2) 表示灯 ⑤ ランプ「点灯」							
14:47 50秒	MSIV「閉」	3. MSIV全閉									
14:47 57秒	(D/G 1A/1B「自動起動」)	-	-	-	[添付資料 (2) - 1 - 4、(2) - 2 - 1、(2) - 3 - 1]						
14:47	SGTS起動 (PCIS作動)	AOP 原子炉スクラム事故(B)主蒸気隔離弁閉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長 (当直副長)</th> <th>操作 員 (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. PCIS作動</td> <td>6. PCIS作動、SGTS作動確認</td> <td>6. PCIS「作動」(内、外)「隔離」、SGTS「起動」確認、報告 (1) CUWポンプ(A,B)「トリップ」 (2) R/B通常換気系(A,B)「トリップ」 (3) SGTS(C,D)「起動」</td> </tr> </tbody> </table>	主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)	5. PCIS作動	6. PCIS作動、SGTS作動確認	6. PCIS「作動」(内、外)「隔離」、SGTS「起動」確認、報告 (1) CUWポンプ(A,B)「トリップ」 (2) R/B通常換気系(A,B)「トリップ」 (3) SGTS(C,D)「起動」	○	(操作・イベントの解説) 通常換気空調は、常用電源喪失により停止したが、原子炉水位低またはRPS電源が停止したことによる、PCIS隔離信号により、SGTSは自動起動した。それに伴い負圧が維持されていることを手順書通り確認。 (手順の適用状況) SGTSの自動起動によるR/Bの負圧維持を手順通り確認。(R/Bの閉じ込め機能の確認) [添付資料 (2) - 1 - 2、4]
主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)									
5. PCIS作動	6. PCIS作動、SGTS作動確認	6. PCIS「作動」(内、外)「隔離」、SGTS「起動」確認、報告 (1) CUWポンプ(A,B)「トリップ」 (2) R/B通常換気系(A,B)「トリップ」 (3) SGTS(C,D)「起動」									
14:52	原子炉モードスイッチ「運転」→「停止」	AOP 原子炉スクラム事故(B)主蒸気隔離弁閉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長 (当直副長)</th> <th>操作 員 (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉スクラム</td> <td>4. 原子炉スクラム後の処置操作指示</td> <td>3. 原子炉モードスイッチ「RUN」から「SHUT DOWN」へ「手動切替」実施、報告</td> </tr> </tbody> </table>	主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)	1. 原子炉スクラム	4. 原子炉スクラム後の処置操作指示	3. 原子炉モードスイッチ「RUN」から「SHUT DOWN」へ「手動切替」実施、報告	○	(手順の適用状況) 原子炉モードスイッチを「停止」にすることにより原子炉スクラムを確実に、「止める」機能を手順通り実施。 [添付資料 (2) - 1 - 5、(2) - 2 - 1]
主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)									
1. 原子炉スクラム	4. 原子炉スクラム後の処置操作指示	3. 原子炉モードスイッチ「RUN」から「SHUT DOWN」へ「手動切替」実施、報告									
14:52	IC(A)(B)「自動起動」	AOP 原子炉スクラム事故(B)主蒸気隔離弁閉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長 (当直副長)</th> <th>操作 員 (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 原子炉圧力調整</td> <td>8. SRVによる原子炉圧力制御指示</td> <td>9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施、報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D</td> </tr> </tbody> </table>	主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)	6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施、報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D	○	(操作・イベントの解説) IC(A)、(B)は原子炉圧力高により自動起動。 (手順の適用状況) ICの自動起動による原子炉の圧力制御にて「冷やす」機能を手順通り確認。 [添付資料 (2) - 1 - 5]
主要項目	当直長 (当直副長)	操作 員 (A)									
6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施、報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D									

外部電源喪失 14時47分48秒

14時47分48秒に外部電源が喪失しているので、次pdfに示す「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 (E)外部電源喪失の場合」に従って運転操作をしなければならない。

手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 (E)外部電源喪失の場合」1ページ目

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書 (事象ベース)

2010年 2月11日 (103)

第22章 自然災害事故

22-1 大規模地震発生

(E) 外部電源喪失の場合

**14時47分48秒に外部電源が喪失しているので、
本手順書に従って運転操作をしなければならない。**

主要項目	当直長 (当直副長)	操 作 員 (A)
1. 系統事故発生		
2. ロードリジェクション動作による原子炉スクラム	1. ロードリジェクション動作による原子炉スクラム確認 2. 原子炉スクラムペー징ング放送	1. ロードリジェクション動作, タービンバイパス弁開不動作により, 原子炉「スクラム」確認, 報告 (1) 警報 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL A」 「REACTOR AUTO-SCRAM CHANNEL B」 「GEN LOAD REJ SCRAM TRIP CONT VALVE FAST CLOSURE」 (2) 表示灯 全制御棒炉心状態表示器(1)全挿入 ◎ ランプ「点灯」 全制御棒炉心状態表示器(2)スクラム ④ ランプ「点灯」 システム状態表示 全制御棒全挿入 ◎ ランプ「点灯」 (3) スクラム排出容器I/IIドレン弁, 排出ヘッダベント弁「閉」 (4) APRM 指示「減少」 IRM/APRM/RBM 記録計 (9-5 750-10B/C) IRM/APRM 記録計 (9-5 750-10A/D)

22-1E-1

手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 (E)外部電源喪失の場合」5ページ目

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書(事象ベース)

2010年 7月 7日(105)

主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)
6. PCIS作動	8. PCIS作動確認 9. 事故状況を給電へ連絡すると共に関係箇所へ連絡 (1) 事故発生時刻 (2) 事故発生時の電気工作物 (3) 事故概要	7. PCIS「作動」(内, 外)「隔離」及び電源喪失機器「トリップ」確認, CS「引保持」実施, 報告(AC電動弁電源なし) (1) PLR ポンプ(A, B) 「トリップ」, CS「引保持」実施(電源なし)「起動」 PLR M-G セット EOP(C, D) (2) CRD ポンプ A(B) 「トリップ」(電源無し) (3) CUW ポンプ(A, B) 「トリップ」(電源無し) (4) R/B 通常換気系(A, B) 「トリップ」(電源無し) (5) D/W HVH 12A~E 「トリップ」(電源無し)
7. 原子炉水位確保	10. 原子炉水位確保指示	△ 8. 原子炉水位確認, 必要なときはHPCI「手動起動」, 原子炉水位「維持可能」確認, 報告 (1) HPCI ポンプ a. HPCI FLOW CONTROL 指示計(定格流量 189ℓ/s) (903 FIC-2340-1) CS(A) HPCI PUMP FLOW 記録計 (903 FR-2330-1) b. HPCI PUMP DISCH 指示計 (903 PI-2340-2) c. 注入弁(MO-2301-8)「開」
8. 原子炉圧力調整	11. SRVによる原子炉圧力調整指示	9. 原子炉圧力上昇時はSRVを順次「手動開」, 原子炉圧力「7.06MPa」~「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D
9. D/G起動	12. D/G 1A及びD/G 1B起動確認	<p>東電が大掛かりな嘘をつかなければならなくなった原因の一つが上記の手順である。</p> <p>上記の手順の中に非常用復水器(IC)は含まれていない。</p> <p>つまり、なぜ「高圧ウロウロ運転」をしていたのかを「第22章」で説明することが出来ないのである。</p> <p>つまり「第22章」を表に出すことが出来ないのである。</p>

そこで「第1章」を「切り貼り」「黒塗り」して提出しお茶を濁そうとしたもののこれに失敗、原本の提出を求められた東電は、「第1章」を適用したとの当「別添3」のような壮大なこじつけ誤魔化し文書をでっち上げたのである。

手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 (E)外部電源喪失の場合」11ページ目

NM-51-5・1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書 (事象ベース)
2010年 2月11日 (103)

主要項目	当直長 (当直副長)	操 作 員 (A)
		1. ST/BY GAS TREAT EXH 記録計 (902 1705-20) m. 非常用復水器モニタ CH. A~D 記録計 (902 1705-22) (10) 圧力抑制室水位 「+7~-3cm以内」 SUPP CHAMBER 指示計 (903 LI-1602-2) (11) 圧力抑制室水温 「32℃以下」 サブプレッションプール水 A/B 温度記録計 (996 TRS-1601-71A/B) (12) 全制御棒 「全挿入」 (13) SRV排気温度 「通常値」 SAFETY & BLOW DOWN VALVES TEMP 記録計 (921 TR-260-20)
	17. 原子炉圧力を <u>4.12MPa以下にする</u> <u>ため, SRV又は非</u> <u>常用復水器の使用</u> <u>指示</u>	16. SRV「手動開」又は非常用復水器A (B) 系にて「手動開」実施, 原子 炉圧力「降下」確認, 報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 目標値 原子炉圧力 4.12MPa 以下 </div> その後0.6MPa以下 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 原子炉冷却材温度降下率 55℃/h 以下 </div> <p style="color: red; font-size: 1.2em;">東電が大掛かりな嘘をつかなければ ならなくなった原因の一つが上記の 4.12MPa以下への降下手順である。 実際の運転は 4.5MPaまで減圧し たところで非常用復水器を停止させ 7MPaまで圧力を上昇させている。 つまり、上記の運転を「第22章」で 説明することが出来ないのである。 つまり「第22章」を表に出すことが出 来ないのである。</p> <p style="text-align: center;"><<外部電源復旧可能な場合>></p>
1. 外部電 源復旧	1. 外部電源復旧指示	1. 外部電源復旧操作を実施, 報告 <大熊線1号及び2号からの電源復旧手順は, 事故時運転操作手順書 第12章12-1「発電所全停」の項参照>

そこで「第1章」を「切り貼り」「黒塗り」して提出しお茶を濁そうとしたもの
のこれに失敗、原本の提出を求められた東電は、「第1章」を適用したとの
当「別添3」のような壮大なこじつけ誤魔化し文書をでっち上げたのである。

「別添3」の9ページ目 「対象手順書」は「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 (E)外部電源喪失の場合」でなければならない。

下方④の赤枠内の運転は、原子炉圧力が4.5MPaまで低下したところで、運転員がICを停止して「冷やす」のを止め、その後7MPaまで圧力を上昇させた運転操作。

下方④の赤枠内の赤下線部分の「冷やす」機能を手順通り実施。」は、インチキ。圧力を7MPaまで上昇させておいて「冷やす」機能を手順通り実施。」は、インチキでしょう！

日時	操作 (イベント等)	対象手順書	手順書抜粋			手順の適用状況						
3月11日 15:02	原子炉未臨界	AOP 原子炉スクラム 事故(B)主蒸 気隔離弁閉	<table border="1"> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長(当直副長)</th> <th>操 作 員 (A)</th> </tr> <tr> <td>8. 原子炉未臨界</td> <td>10. 原子炉未臨界確認</td> <td>12. IRM, SRM検出器「手動挿入」, IRMレンジ「手動切替」実施, 原子炉「未臨界」確認, 報告 (1) IRM指示「減少」 IRM/APM/RDM 記録計 (905 750-10B/C) IRM/APM 記録計 (905 750-10A/D) (2) SRM指示「減少」 対数係数率A~D 指示計 (905 750-3A/B/C/D) SOURCE RANGE MONITOR LEVEL 指示計 (905 CI-21, 22, 23, 24) SOURCE RANGE MONITOR LEVEL 記録計 (905 750-2)</td> </tr> </table>	主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)	8. 原子炉未臨界	10. 原子炉未臨界確認	12. IRM, SRM検出器「手動挿入」, IRMレンジ「手動切替」実施, 原子炉「未臨界」確認, 報告 (1) IRM指示「減少」 IRM/APM/RDM 記録計 (905 750-10B/C) IRM/APM 記録計 (905 750-10A/D) (2) SRM指示「減少」 対数係数率A~D 指示計 (905 750-3A/B/C/D) SOURCE RANGE MONITOR LEVEL 指示計 (905 CI-21, 22, 23, 24) SOURCE RANGE MONITOR LEVEL 記録計 (905 750-2)	<input type="radio"/> (手順の適用状況) 当直長が15:02原子炉未臨界を確認。 [添付資料(2)-2-1]		
主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)										
8. 原子炉未臨界	10. 原子炉未臨界確認	12. IRM, SRM検出器「手動挿入」, IRMレンジ「手動切替」実施, 原子炉「未臨界」確認, 報告 (1) IRM指示「減少」 IRM/APM/RDM 記録計 (905 750-10B/C) IRM/APM 記録計 (905 750-10A/D) (2) SRM指示「減少」 対数係数率A~D 指示計 (905 750-3A/B/C/D) SOURCE RANGE MONITOR LEVEL 指示計 (905 CI-21, 22, 23, 24) SOURCE RANGE MONITOR LEVEL 記録計 (905 750-2)										
④ 15:03	IC(A)、(B)「停止」 (戻り配管隔離弁MO-3 A、B「閉」操作)	AOP 原子炉スクラム 事故(B)主蒸 気隔離弁閉	<table border="1"> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長(当直副長)</th> <th>操 作 員 (A)</th> </tr> <tr> <td>6. 原子炉圧力調整</td> <td>8. SRVによる原子炉圧力制御指示</td> <td>9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D</td> </tr> </table>	主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)	6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D	<input type="radio"/> (操作・イベントの解説) 原子炉圧力の低下が早く、原子炉冷却材温度降下率5 5℃/h以下を遵守できないと判断し手動停止。 (手順の適用状況) <u>原子炉圧力を6～7MPa付近に制御し「冷やす」機能を手順通り実施。</u> [添付資料(2)-5-1]		
主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)										
6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D										
15:07 ～ 15:10	トラスクーリング(A系、B系)「インサービス」	AOP 原子炉スクラム 事故(B)主蒸 気隔離弁閉	<table border="1"> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長(当直副長)</th> <th>操 作 員 (A)</th> </tr> <tr> <td>7. S/P冷却</td> <td>9. S/P冷却開始指示</td> <td>11. 圧力抑制室水温を確認し、CCS A(B)系にてS/P冷却モード「手動起動」実施, 報告 (1) 圧力抑制室水温 サブプレッションプール水A/B温度記録計(996 TRS-1601-71A/B)</td> </tr> </table>	主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)	7. S/P冷却	9. S/P冷却開始指示	11. 圧力抑制室水温を確認し、CCS A(B)系にてS/P冷却モード「手動起動」実施, 報告 (1) 圧力抑制室水温 サブプレッションプール水A/B温度記録計(996 TRS-1601-71A/B)	<input type="radio"/> (操作・イベントの解説) SRVの手動開閉による圧力抑制室水温上昇に備え冷却を行う操作。 (手順の適用状況) CCS(A系、B系)S/C冷却モード(トラスクーリングモード)で手動起動し、格納容器の「閉じ込める」機能を手順通り実施。 [添付資料(2)-2-1、(2)-3-1]		
主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)										
7. S/P冷却	9. S/P冷却開始指示	11. 圧力抑制室水温を確認し、CCS A(B)系にてS/P冷却モード「手動起動」実施, 報告 (1) 圧力抑制室水温 サブプレッションプール水A/B温度記録計(996 TRS-1601-71A/B)										
15:16	原子炉圧力6.8MPa [gage]、原子炉水位計(広帯域)+910mm (TAF+4340mm)を確認	AOP 原子炉スクラム 事故(B)主蒸 気隔離弁閉	<table border="1"> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長(当直副長)</th> <th>操 作 員 (A)</th> </tr> <tr> <td>1. 原子炉スクラム</td> <td>4. 原子炉スクラム後の処置操作指示</td> <td>7. 原子炉水位の制御状態を確認及び原子炉水位の確保, 報告 (1) 給復水系が健全であることを確認 (2) 原子炉水位計で通常水位付近まで安定後RFP A(B) 1台「手動停止」 <u>目標値 原子炉水位 +940 mm付近</u> (3) 給水制御弁「手動全開」とし給水低流量調整弁「自動」水位調整 (4) 給水制御「三要素」より「単要素」へ「手動切替」</td> </tr> </table>	主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)	1. 原子炉スクラム	4. 原子炉スクラム後の処置操作指示	7. 原子炉水位の制御状態を確認及び原子炉水位の確保, 報告 (1) 給復水系が健全であることを確認 (2) 原子炉水位計で通常水位付近まで安定後RFP A(B) 1台「手動停止」 <u>目標値 原子炉水位 +940 mm付近</u> (3) 給水制御弁「手動全開」とし給水低流量調整弁「自動」水位調整 (4) 給水制御「三要素」より「単要素」へ「手動切替」	<input type="radio"/> (手順の適用状況) 原子炉の水位を確認し「冷やす」機能を手順通り確認。 [添付資料(2)-3-1、(2)-5-1、2]		
主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)										
1. 原子炉スクラム	4. 原子炉スクラム後の処置操作指示	7. 原子炉水位の制御状態を確認及び原子炉水位の確保, 報告 (1) 給復水系が健全であることを確認 (2) 原子炉水位計で通常水位付近まで安定後RFP A(B) 1台「手動停止」 <u>目標値 原子炉水位 +940 mm付近</u> (3) 給水制御弁「手動全開」とし給水低流量調整弁「自動」水位調整 (4) 給水制御「三要素」より「単要素」へ「手動切替」										
⑤ 15:17 ～ 15:34	IC(A)「再起動」「停止」	AOP 原子炉スクラム 事故(B)主蒸 気隔離弁閉	<table border="1"> <tr> <th>主要項目</th> <th>当直長(当直副長)</th> <th>操 作 員 (A)</th> </tr> <tr> <td>6. 原子炉圧力調整</td> <td>8. SRVによる原子炉圧力制御指示</td> <td>9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D</td> </tr> </table>	主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)	6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D	<input type="radio"/> (操作・イベントの解説) 原子炉圧力の低下が早く原子炉冷却材温度降下率5 5℃/h以下を遵守できないと判断し手動停止。 (手順の適用状況) <u>原子炉圧力を6～7MPa付近に制御し「冷やす」機能を手順通り実施。</u> [添付資料(2)-5-1]		
主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)										
6. 原子炉圧力調整	8. SRVによる原子炉圧力制御指示	9. 原子炉圧力上昇時は、SRVを順次「手動開」又は非常用復水器使用により、原子炉圧力「7.06MPa」～「6.27MPa」に維持実施, 報告 (SRVを開くと原子炉水位は急上昇後低下する) SRV「手動開」順序A→C→B→D										
15:27 ～ 15:35	(津波到達)	-	-			-						
15:37	(D/G全台「トリップ」・全交流電源喪失)	-	-			<input type="checkbox"/> (操作・イベントの解説) 全交流電源喪失時の手順書としては、AOPに定めている。当該手順書では直流電源で操作可能な設備として、ICとHPCIの操作手順を記載しているが、津波の影響により、ICは弁開閉表示が確認できない状態であり、またHPCIは制御盤の表示灯が消灯していたことから起動不能と判断した。これにより「全交流電源喪失」手順書はあるものの、その手順に沿った操作は状況からして実施することはできなかった。 [添付資料(2)-2-1]						

ICを使用しての⑤の手順は「第22章」には存在しない。 6～7MPaは「高温待機」であり、「冷やす」を実施は、インチキ。いずれにしても、圧力を下げなければならないのに、圧力を下げている。これを誤魔化そうとしているのである。

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録1頁目

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月24日（月）16：30～21：53

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、古金谷事故故障対策室長（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

○司会

ただいまから政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。本日、細野大臣は公務のため欠席です。園田大臣政務官は公務のため、18時頃からの出席の予定です。あらかじめご承知おきます。なお、福島第一の運転手順書等の公開の件につきましては、本日17時から衆院科学技術・イノベーション推進特別委員会委員長の会見が行われる予定でございます。それが終わり次第担当者がこちらに来て本件について説明する予定です。それでは式次第に従って進めます。最初は環境モニタリングの状況についてです。まずは東京電力から説明します。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本です。それでは環境モニタリングのご報告を2件させていただきます。1件目は空気中のダストのサンプリング結果です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第213報となっております。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面になりますが、昨日の福島第一の西門、それから第二のモニタリングポストの1番につきましては、いずれの地点もND、検出限界未満という状況でございます。2枚目に経時変化をグラフ化しておりますのでそちらもご確認ください。続きまして、海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について』第206報になります。ページをめくっていただきまして昨日沖合4箇所でのサンプリング結果でございます。4箇所ともND、検出限界未満という状況でございますが、一昨日一番左側、北側放水口におきまして100Bq/L程度の検出がされておりますけれども、昨日のサン

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録42頁目

原子力安全・保安院による配布資料の紹介

大臣からイノベーション推進特別委員会宛ての表紙がございます。この表紙の後に別紙ということで付けておりますのが今回皆さまにお配りしているものでございまして、別添の1、2、3、4という四つがございます。今回手順書をご用意いたしましたのはこの別添1と別添2というものが具体的内容でございますけれども、これらにつきましては1号機の手順書でございまして、実際の3月の事故時の操作手順に直接的に関係しているものということでピックアップをしてこの手順書の全体ではございませんが使われた部分というようなところと、関連する部分ということで公開をさせていただいております。残りの部分につきましても現在作業をしております、出来次第、速やかに提出、公開していきたいというふうに考えてございます。まず添付1でございまして、こちらが事象ベースというものでございまして、目次を開けて頂きますとまずは改訂履歴がずらずらと一覧表で記載してございます。一枚目をめくって頂いて、その後一覧表になってございますけれどもこの中でずっと改訂年月日、実施施行年月日、改訂内容ということで一覧表になってございますけれども、これが過去昭和47年以降の改訂履歴が記載されているというものでございます。その後の内容はこれは改訂管理シートというものでございますけれども、各手順書の各ページにつきましての改訂回数というものが記載されているものでございます。それをめくって頂きますと次に表紙がございまして「1号機事故時運転操作手順書事象ベース1原子炉編」というものの表紙があるかと思っております、その後目次が記されております。今回公開いたしますのは、目次の中でいまずと序文、これについては全てでございまして、それから本編これは次のページをめくって頂きますと本編の目次が続いておりますけれども、その中の二箇所ございまして、一つ目が目次のページでいうと「目-2」というページがございまして、そちらの「第一章原子炉スクラム事故 1-1 原子炉スクラム、(B) 主蒸気隔離弁閉の場合」ということでページ数でいうと1-1Bというページが振られている手順書の部分でございまして、こちらと後、目次の5ページ目でございますけれども「電気編」ということで上の方に書いてありますけれども、こちらの「第十二章外部系統事故」の「12-4 全交流電源喪失」というふうに12-4というところございまして、この二箇所について今回提出し衆議院の方に提出し、公開をしたということでございまして、公開にあたりましては先ほど森山の方からも説明があったかと思っておりますけれども、マスキングしているところは、先ほど冒頭のところで改訂履歴があるというふうに申し上げましたけれども、その中に個人情報に記載されておりますので、そちらについてはマスキングをいたしておりますけれどもそれ以外のところについては全て公開するというしております。当然のことながら東京電力の方からも非開示すべき範囲については、意見聴取をいたしまして、我々の方で安全上核物質防

手順書「第22章 自然災害事故 大規模地震発生 津波発生」は公開されていない。
公開すれば、

「なぜ、圧力を下げなかったのか?」「減圧していればメルトダウンしなかったのでは」等の質問が出され、都合が悪いので、「第22章」を封印したまま記者会見を行っている。

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録43頁～44頁

なんと、前出のでっち上げ資料が白昼堂々、経産官僚からさらりと記者団に紹介され、説明は省略され、アリバイが作られた。

「手順書とおりに実施した」ので「操作状況は問題がなかった」との全くの茶番記者会見である。

護の機密情報に当たるものは無いかどうかというようなところについては確認をいたしまして核物質防護の観点では特に秘密にすべき情報はないと確認をしたものでございます。企業情報につきましても確認をいたしましたけれども今回の事故の重大性を考えまして事故調査の透明性を高める、円滑な事故調査を進めるという観点で公益性を優先して公開するという判断をいたしましたというところでございます。それから別添2でございますけれども、こちらの方が事故時運転操作手順書のシビアアクシデントの手順書でございます。基本構成は同じになっておりまして表紙をめくって頂きますと改訂履歴がまずございます。その中に個人情報が含まれておりますのでマスキングをさせて頂いております。その後管理シートがございまして目次というものがございまして序文それから本編という同じ構成になっております。今回ここで提出し公開しますのは序文全体と本編の中で申し上げますと、2-2というところで2-3、2-2の消火系FP目次本編右側の方の中ほどにございますけれどもこちらの2-2の部分と、それから2-3の不活性ガス系(耐圧強化ベント)というところの二箇所について公開をしているというものでございます。こちらについても先ほどの事象ベース同様、核物質防護の観点、安全セキュリティの観点でのチェックをいたしまして核物質防護上秘密にすべき情報は無いということを確認済みでございます。それから別添3でございますけれどもこちらの方は東京電力の方から先週の21日に提出頂いた1号機に関しての運転操作手順書の適応状況でございます。これは実際に3月に1号機で事故時に行われた実際の操作と手順書の記載内容についてどういった手順書が適応されていたのかというのを比較できるものとして、東京電力の方に私どもの方から作成を指示いたしまして提出して頂いたというものでございます。ページで申し上げました8ページ目をご覧いただければと思いますけれども、こちらの方に具体的な操作と手順書の比較がなされた表がございまして、左側の方に実際の操作がいつ行われたのかということが書かれておりまして、中ほどの欄のところを対象の手順書、どの手順書が使われてどの部分が使われたのかということが抜粋でコピーされております。左側の方に適用状況ということで、右上の方に注釈が書かれておりますけれども、丸、三角、四角、—ということで適用状況についての説明がなされているということでございまして、マルの部分については手順書とおりに実施したと、サンカクについては一部を実施した、シカクについては適用できる状況になかったというような形での記載になってございます。見ていただきますと、地震発生後ですね、8ページ目から9ページ目の下から三つ目の欄がございましてけれども、そちらまでが地震発生後、津波到来前の手順でございます。こちらの方は先ほどの別添1のですね、事象ベースの手順書が適用されていたというふうな説明になってございます。具体的手順はそれぞれ抜粋がつけておりますの

嘘と知りつつ、さらりと、どのような心境で。

嘘と知りつつ、さらりと、

9ページ目の疑惑の部分はスキップ

で、説明は省略いたしたいと思います。その9ページ目の下から2段落目ですね、津波到達というところ以降は、こちらはシビアアクシデントの手順書が適用されているということでございます。10ページ目をご覧くださいますと、17時30分にDD—FPを起動という操作がございますけれども、こちらについては先ほどの別添2の手順書の操作が適用されているということでございますが、適用状況については右の方を見ていただくと三角ということになっておりまして、その一部を実施したという説明でございます。それから11ページ目をご覧くださいますと、こちらもしビアアクシデントのベントに関する操作の内容について手順書の当該部分が付けられておりますけれども、このあたりにつきましても三角ということで一部を実施したという形での適用状況になっているということでございました。以上が別添3のご説明でございます。それから別添4でございますけれども、これは先ほどの要請書の中で操作員のヒアリングを行ったのであれば、その発言録の要請受けましたので、私どもの方で8月に東京電力の事故に関する方々にヒアリングを行って、その保安調査ということでヒアリングを行ったわけがございますけれども、その結果をまとめた資料でございます。これは9月の16日に既にホームページに公表してございますけれども、改めて衆議院の方に今回ご提出をしたというものでございます。中身については既に公表されているということもございまして、説明は省略させていただきたいというふうに思います。説明の方は以上でございます。

<質疑応答継続>

○司会

それでは質疑を再開したいと思います。先ほど指名されていた方、2名いらっしゃったと思いますが、その方からどうぞ。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけど。今手順書来たので、先にそれ質疑したほうがいいと思うんでその関係だけちょっと一つだけ。東京電力の松本さんに、先ほど手順書の公開について考えは変えていないというお話ありましたけれども、ちょっと確認なんです。そうすると出てきたものに対しても特にコメントがないということなんです。これが出てきたということでも考えを変えていないというのは、東京電力としては安全上確保に関しては保安院の考え方よりも東京電力の考え方が優先するというふうに捉えられるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

A：（東電）優先するという考えではございません。私どもが考える非公開の範

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録46頁～47頁

資料の矛盾を保安院がはぐらかした。

○産経新聞 蕎麦谷

Q：産経新聞蕎麦谷と言います。すいません、ちょっと今資料をばあ一つと見て見つけれないんで教えて欲しいのですが、ICの関係の手順というのは原本でいうとどこになるんでしょうか。

A：(保安院) お答えいたします。別添1をご覧くださいければと思いますけれども。そちらの中で先ほど私がご紹介をいたしました原子炉編がございます。原子炉編を開けていただいてですね、そのあとにページ番号といたしましては1のBの1からですね、1のBのこれ19か20くらいまでございますけれども、その中に具体的ICの操作手順が書かれてあります。具体的に申し上げますと、1のBの6のページでございます。こちらのページの中にですね、左側に6番、原子炉圧力調整というところが左下の方でございますけれどもございます。その中に操作員Aの操作といたしまして、原子炉圧力上昇時はSRVを順次手動開又は非常用復水器使用により原子炉圧力をこの範囲内に維持、実施するという手順がございます。別添3の比較する資料の中にもですね、当該部分が適用されたということで記載がなされております。以上でございます。

上記は、15時17分～15時34分のICの繰り返し操作で、手順6

Q：55℃の部分っていうのはどこになるんですか。

A：(保安院) 55℃につきましてはそこには記載ございませんが、もう一つ別のところですね、1のBの14というページをご覧くださいければと思いますけれども。そちらに左側にですね、12、原子炉減圧という項目がございます。その中に操作員Aの操作として下記いずれかの方法により原子炉減圧実施報告というふうにございますけれども、その中の(3)として非常用復水器使用というのがございますが、この際の規定といたしまして、原子炉冷却材の温度変化率55℃/h以下というふうに記載がなされてございます。

上記は、15時03分のICの停止操作で、手順12

Q：分かりました。ありがとうございます。あと確認なんですけど、その後操作員が弁を開にしたり閉にしたりというのを繰り返したと思うんですけど、その辺で綺麗にマッチする手順というのがあるわけではないっていうふうな認識でよろしいんでしょうか。総合的に判断してっていうふうな、東電のこれまでの説明だと思うんですけども。

A：(保安院) 私どもも別添3の東京電力から報告をいただいた資料を見る範囲

手順12の後に手順6が来ることになるが

質問は「1のBの14ページの、12.原子炉減圧に従い、非常用復水器を使用して、温度変化率55℃/hを守りつつ、原子炉減圧実施報告」の後に、手順が元に戻って「1のBの6ページの、6.原子炉圧力調整6～7MPa」を実施したということになるが、順番が綺麗にマッチする手順があるわけではないのかとの本質的な質問である。

この頁は、前頁の説明に出てきた「1のBの14というページ」で、配布された「別添1」のpdf72枚目です。

NM-51-5-1F-F1-005-1 1号機 事故時運転操作手順書(事象ベース)
2010年 1月16日(102)

主要項目	当直長(当直副長)	操 作 員 (A)
11. MSI V開不可 能	1. MSIV開操作不 可能確認	<p>《主蒸気隔離弁「開」操作不可能な場合》 (復水器真空[67.4kPaabs]以上になる場合 又は復水器真空破壊した場合を含む)</p> <p>1. MSIV(内,外)「手動開」操作不可能確認,報告</p> <p>2. CCS A(B)系S/P冷却モード「運転中」確認,報告</p>
12. 原子炉 減圧	2. 原子炉減圧指示	<p>3. 下記いずれかの方法により原子炉減圧実施,報告</p> <p>(1) SRV「手動開」 (2) HPCI系テストラインにて「手動起動」(注水不要な場合) (3) <u>非常用復水器</u>「使用」</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">原子炉冷却材温度変化率 55℃/h以下</p> <p>4. <u>原子炉圧力 4.14MPa 以下</u>及び「COND LOW VAC MAIN STEAM ISOL VALVE CLOSURE BYPASS」警報確認,報告</p>
13. 原子炉 スクラム リセット	3. 原子炉スクラム信 号クリアー確認 4. 原子炉スクラムリ セット指示	<p>5. 警報「DISCH VOL HIGH LEVEL SCRAM TRIP」を除き,全ての原子炉スクラ ム信号が「クリアー」されたことを確認,報告</p> <p>6. 原子炉スクラム「手動リセット」実施,報告</p> <p>(1) DISCH VOL HIGH WATER BYP キースイッチ「BYPASS」位置 a. 「DISCHARGE VOLUME HIGH WATER LEVEL BYPASS」警報確認 (2) 原子炉スクラムリセット操作スイッチ「手動リセット」 (3) 原子炉スクラムリセットを確認</p>

この頁は、原子炉冷却中の IC を手動停止させた理由として、上記の「12. 原子炉減圧」の
手順の中に「温度変化率55℃/h以下」との記載があるから、と説明してきた頁であり、本日
もこの頁を見ながらそのような説明が有りました。

さて、「温度変化率55℃/h以下」の次の行に「4. 原子炉圧力 4.14MPa以下」とあります。
3.11の実際の運転では IC を手動停止させた後、原子炉圧力を 7MPaまで上昇させており、
矛盾が発生します。その後の IC による 6~7MPaの繰り返しとも矛盾が発生します。

9月2日提出の「切り貼り」「黒塗り」手順書では、この圧力の矛盾を誤魔化するため、圧力数値
を消したり、切り取ったり、黒く塗り潰したり、していたのです。

本日10月24日の「別添1」つまり原本との比較により、なぜ「切り貼り」「黒塗り」をしたのかの
謎が解けたこととなります。インチキ工作をしていたのです。

もう少し時間があつたらで大きなインチキがバレるところでした。

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録47頁目

保安院は、「15時17分～15時34分の IC の繰り返し操作、手順の6」ではなく、「津波後の操作」を引き合いに出して論点をはぐらかし、逃げた。

での説明ということになりますけれども、この資料の10ページをご覧ください。10ページの中ほどの欄にですね、3月11日の18時18分、18時25分、21時30分、これが津波後のICの操作でございますけれども、こちらについては適用する手順書が無いということで東京電力から報告をいただいております。

ちなみに、衆院特別委員会の指摘は、津波前のICの挙動が不自然というものである。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

質問のある方、挙手をお願いします。それでは、この列の後ろの方の端の列の方。それから、前の方でそちらの方。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしく申し上げます。回答する記者団の佐藤です。9月の12日に最初手順書かなり墨塗りがあって開示された分というのは、この中にどこか含まれておりますでしょうか。もし、このページということであれば教えてください。

A：(保安院) お答え申し上げます。9月12日に出了した黒塗りの部分は、先ほどもご説明をいたしました1-Bのページの、1-B-4から1-Bの恐らく19のページぐらいまでだったと思います。19か15か、そのぐらいのページについて衆議院の方で公開されたというふうに認識しております。

Q：確か、最初開示されたのが12ページでしたから、今のですと12ページ超えるので、東京電力の松本さん、お手元は資料同じのを見ておりましたら、正確に1-Bのどこからどこまでかお分かりでしょうか。

A：(東電) 1-B-4から15になります。

Q：4から15。有難うございます。で、今ざっと見ますと墨塗りがされている箇所が、ないんでしょうか、これは。1から15で墨塗りが、4から15の間で墨塗りがされている箇所が一箇所もないんですけれども。

A：(保安院) はい、墨塗りがしている箇所はございません。

Q：これ、東京電力が、これは一例ということですがけれども、これに限らず核

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録49頁目

○読売新聞 中島

Q：読売新聞の中島です。東京電力と保安院に一つずつ。別添3というところに、東京電力の立場から説明をした適応状況というのがございまして、表になっていて、表の中に丸、三角、四角がついていて「手順とおりに実施した」「一部実施した」「適用できる状況になかった」ということですが、本来適用すべきなのにしなかったというのが、あるのかないのかを教えてくださいたいのと、あと保安院にはこれを、東京電力の分析を受けて、保安院としてはどのような評価をしていて、同じ質問になります、本来やるべき、手順書においてはやるべきだったのにやっていなかったこと、というのはあるのかないのか、それぞれ聞かせて下さい。

A：（東電）はい。東京電力といたしましては、事故時運転操作手順書の事象ベース、それから兆候ベース、シビアアクシデントとございますけれども、やるべきことをやらなかったということで事故が拡大したとか、復旧の支障になったということはないというふうに、今のところは判断しています。

3.11に関することなのに、この発言は手順書「第22章」の隠蔽でしょう。

A：（保安院）保安院でございます。私どもの方ではこれを受けて評価ができているかという、まだ十分な評価ができておりません。私どもの中でも今、原因究明、事故の調査の関係で専門家の方に意見聴取をするような会を設けて、取り組んでおります。耐震の関係は9月から始めておりますし、技術的な知見に関する意見聴取会というのは今日から始めてございますので、これからそういった専門家の方々のご意見を聞きながら、こういった操作の点についても検討をしまいたいというふうに考えております。

Q：保安院さんに追加で、その時期的な目途はいつ頃までに評価というのは決まっているんですけど。

A：（保安院）技術的な知見に関する意見聴取会につきましては、年明けを目途に中間とりまとめを行います。それからあと、年度内に最終的な取りまとめをしようというふうに思っております。これはかなり幅広く技術的な課題について、体系的に整理をして、その中で今後の安全対策でこういったところを強化していくべきかというような方向性を出していきたい、というふうに考えてございますので、その中でこういった冷却系の設備面、あるいは運用面の点についても検討していきたいというふうに考えてございます。

○司会

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録51頁目

前出のでっち上げ資料が、東電の担当者からも、記者団にさらりと紹介され、アリバイが作られた。「手順書とおりに実施した」ので「操作状況は問題がなかった」との全くの茶番記者会見である。

思います。特に三角とか四角になっている部分に関してですね。いかがでしょう。

A：(東電) はい、こちらは少し、別添3のページ数で言いますと8ページのところから、第6章、添付資料(1)手順書適応状況表という形でまとめています。左側に日時と操作、それからどこが対応するかという手順書、それから手順書の適応状況という比較表でございます。結論に関しましては、右から二番目の丸とかバーとか四角が書いてある所が私どもの判断が書いてある所でございますけれども、左側の、例えば3月11日の14時46分に原子炉がスクラム。それから全制御棒全挿入。MSIV閉といったようないわゆるプラントの動きがございますけれども、そこに関しましては事故時運転操作手順書の、ここはAOPって書いてございますが、これは事象ベースの略称でございます。そのところで、操作項目がこういった所の記載がございます。操作員Aが原子炉スクラムの確認・報告を行うということで、確認すべき警報名称ですとか、指示値の状況、それから弁の開け閉めの状態ですとか、そういった所を確認するって項目がございます。右側に手順書の適応状況という形で、こちらに関しましては私どもの方で手順書とおりに実施したということを確認したということになります。基本的にはこの左側で書いてございます内容が、確認できたという様なことで記載しております。それから9ページの方で、下側の方に行きますけれども、15時37分に、DG全台トリップ全交流電源喪失という所になりますが、ここはご存知この時刻に、大きな津波がいわゆる入ってまいりまして、建屋の中のディーゼル発電機その他電源装置に冠水したということから、手順書その物はここには存在してませんが、全交流電源喪失の手順としてはAOPの中にあります。ただし、この手順書は直流電源の操作可能な設備ということで、アイソレーションコンデンサとHPCI等の記載がございますので、四角ということで手順書を適応できる状況になかったという様な判断をさしていただいています。続きまして10ページの方にまいりまして、17時30分にDDFPということで、これはディーゼル駆動の消火ポンプになります。注水手段がなくなっておりますので、対象操作手順書はSOP、シビアアクシデントの手順書に入っておりますので、その中の消火系FPを使った操作ということになります。この中に一番上の所にご覧いただけますけれども、MD消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを起動するという状況でございます。こちらは、当然電源が全てない状況になっておりますので、使えるポンプとしてはディーゼル駆動消火ポンプ、DDFPという状況でございます。その他、GS系から注入ラインに注水可能である事を確認すると言ったことが書いてございますが、全ての電源が落ちております

2011年10月24日 政府・東京電力統合対策室合同記者会見 議事録52頁目

ので、この辺りは使えてないという状況でございます。その下、FP から MUWK への注水する為に以下の弁を、前開にするということになりますけれども、ここに関しましては、基本的に中央制御室からの操作でございますけれども、実際には現場からの操作ということになっております。そういった所を踏まえまして、手順書の適応状況ということでは、三角ということで手順を一部実施したということで、評価さしていただきました。以上のような観点から、丸・三角・四角それからバーという様な形で、記載をしたものでございます。

Q：今の部分確認なんです、その三角にはその中操からやるべきものが別の手段でやったものなんかも含めて、その三角っていうことになる訳ですね。

A：(東電) はい。そうです。

Q：分かりました。すいません。後、この一番右側の欄のこの確認なんですけれども、これはその記録であるとか、当時の運転員の方の聞き取りとか、そういうことに基づいてこういう結論を出されているのかということとですね。後、東京電力の中の事故調査委員会の中で、これはどのような扱いになっているのかについて、お尋ねします。

A：(東電) はい。こちらに関しましては、いわゆるこの手順書に直接ですね、何時何分にチェックしたという様な記録は残っておりません。私どもの方で、これまでの運転員等の聞き取りを踏まえて、事故の記録それからプラントのパラメータを確認した上で、こういった操作が行われたというふうに私どもとしては、確認したということになります。それから、こういった内容につきましては、私どもの社内に設置しております社内の事故調査委員会でも、確認が終わったものが記載されています。

Q：全て事故調査委員会。

A：(東電) 事故調査委員会の中でも、時系列としては確認しておりますけれども、以前からご質問にあったような、アイソレーションコンデンサをなぜその時点で開け閉めしたのかと、いう様な判断の理由だとか根拠についてはまだ、確認をしている最中でございます。

Q：要するに事実関係については、確認できていると。

事故から7カ月も経つのに、運転員は3.11の高圧ウロウロ運転について運転理由とか運転根拠を東電社内の事故調査委員会に説明できていない。

いや、東電がこの「開け閉め運転」を、どうにもこうにも、社内外に説明できないのだ。元々東電には答えが無い。「確認をしている最中」のまま風化させる魂胆。

嘘と隠蔽は、東電の習わし？

珍しいことでは、ないらしい。

だから今回も、東電の嘘と隠蔽、何の不思議も無い。

Q：事故を起こす前の、普通のただ今後こういうサービスをやりますっていうような記者会見だったら、電事連でやろうがどこでやろうがこれいいですよ。事故に関する記者会見ですよ、事故の賠償に。つまり国民の税金からお金が出る大事な記者会見ですよ。それは東電のこの事故で国民は電気料金の値上げも負担しなければならなくなるだろうし、税金の負担もしなければならいんですよ。それをなぜお身内だけの場で記者会見してしまったのかということですよ。これはもう一度ここで、公開の場で、密室じゃない場所で、記者会見するよう指導していただけないでしょうか。

A：(園田政務官) 大変恐縮でございますが、ここの政府と東京電力の統合対策室としての権限の外でございます、賠償においてはですね、ご案内のとおり経済産業大臣たる枝野大臣の下で行われているという形でございますので、ここの場とはちょっと性質が違うものであるということをご理解をいただければと思います。

Q：事故に関わる問題だからここですよ。

A：(園田政務官) すいません。管轄は枝野経産大臣の下で、細野大臣ではありません。枝野経産大臣の下で行わせていただいているということでございます。

Q：分かりました。西澤社長の件はともかくとして、今後園田政務官が遅れて来られる時は遅らすとか、いっそのこと1時間以上遅れるのであったらその日は取りやめにして次回にするとか、そうでないとなんら社会に対して責任取らなくてすむ、これまで散々嘘ついてきて隠しぬいてきた東電と霞ヶ関の人たちだけでやられちゃ困るんですよ。要するに責任取らなくていいんですよ。

A：(園田政務官) 分かりました。私のスケジュールに合わせていただいてもよろしいということであるならば、そのようにさせていただきたいと思っております。この間の件はですね、この間も言われましたけれども、必ず私は記者会見はやるべきだという方針に立たせていただいておりますので、そういった面では極力私が細野大臣からも命を受けておりますので、この場に来て私の責任の中で広く国民の皆さま方にきちんと情報提供をするべきだというふうに言われております。そういった面では私が仮に時間が遅れると

きちんと情報を提供する担保をどうするかが一番の問題です。

この記者会見が、嘘だらけの茶番であることに、誰一人として気付いていない。

インチキは、東電の習わし?

珍しいことでは、ないらしい。

だから今回も、東電のインチキ、何の不思議も無い。

というかお忙しいんでしょうからこれ散水しているところというのはこれ5号機6号機からその水取って山林に散水しているということですので、このところに実際記者が行って取水するところを確認するとかこれは作業の邪魔にもならないですし核物質防護上なんの問題もないと思うんで、これ記者がせめて同行して実際取水する園田さんが飲むといわれている水を取水するところを取材するというような許可をしてもらわないと、全然客観性もないしまた東電だけにやらせたらまたいんちきしてこれですよって言うてお取り寄せになっちゃうわけですから、そこちゃんと記者がいけるように行く問題ないんじゃないですか。だって作業の邪魔にもならない核物質防護の問題もなんもないと思うんですけど。

A：(園田政務官) まず記者の皆さま方が同行されるということに関しましては今この段階で何度もお答え申し上げますけれども、発電所内に入られることというのは私どもとしては現段階によっては控えさせて頂いております。したがって、であるならばどういう形で皆さん方のお問い合わせに対してお答え出来るだろうかというふうに考えましたときに、それであれば現地でそれをくんで来て頂いてそして封印なり何なりをしてこの場にまずそれを持ち込むということ。今私が東京電力に対してそのことに関連して今要望をいたしておりますのは、これ可能かどうか分かりませんがその水を皆さん方に資料提供というような形で普段皆さん方に発電所の状況ということで毎日こういう状況で情報提供をさせて頂いておりますけれども、それと同様に水をご希望の方にはお渡しをさせて頂いて皆さま方できちっと確認をしていただくような形も取れはしないかなというふうに考えておるところでございまして、それを私の飲水する水と共に皆さま方にご希望の方がいらっしゃればお配り出来るような状況も併せて作れないだろうかということは今東京電力に対しましては要請をしているところでございます。したがってそれが出来れば恐らくいろんな皆さん方にご関心がお有りの方はそれを持って頂いてなんらかの形で確認をしていただくというのは出来るのではないかなと、濃度を測るなり何なりして頂けるのではないかなというふうに思っています。

Q：それ取水するところに東京電力以外の人は立ち会わないんですか。というのは東京電力の川俣晋さんだって昨日私も園田さんにお付き合いして飲むとってしまった以上は、多分東京電力の社員だけでやったら自分とこの幹部社員がかかわっていることだから間違いなくいんちきするんじゃないんですか。保安院の人が立ち会ったりすることはないんですか。

目の前の使用済の東電資料は、まったくのインチキ。 まさに「事実は小説より奇なり」です。

A : (園田政務官) インチキはさせませんので、私の責任においてしっかりと持って来させたいというふうに思います。

Q : それすいません、インチキさせないというのを、どういうことで担保するのかっていうのを事前に言ってくださいね。それじゃないとあとから「はい、これですよ、皆さんもどうぞ」なんて言われたって、それ全く信用できないし、なんのためにやるのかわけ分らないんで。それでその一つ事前の作業として、この実際、今、この5、6号機からの低濃度とされる汚染水を取ってそれで散水しているわけですけど、それまでの過程っていかどう段取りっていか、どうやってその散水しているのか、処理を行っているのかとかの、ちょっと図でそれ提出してもらえますか。図で、こういうふうに取り水して、こういうふうな段取りを経て散水していますっていう、図で分かるようなものをあらかじめ出してもらえますか。

A : (東電) 散水の手順につきましては、10月7日に公表させていただいた資料にしたがって、ご紹介はさせていただいています。ゼオライト等でろ過をした後、最終的にはRO膜で塩分を取った水を散水しているという状況でございます。

Q : じゃあちょっとその後でもらいます。それでいいです。

○司会

それでは次の方どうぞ。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q : NPJと吉本興業のおしどりで、よろしくお願いたします。3問ということで。その淡水化処理の関連なんですけれども、放射性廃棄物の工学を勉強し始めたばかりで、不勉強でちょっとお聞きしたいんですけれども、東京電力の松本さんにお願いたします。ストロンチウムはどういう除去をされているんでしょうか。RO膜だけですか、凝集沈殿若しくはイオン交換等を通して除去はしているんでしょうか。続いて松本さんにお願いたします。以前の質疑の中で、10月6日に亡くなられた方の記者さんとのやり取りの中で、今までに敷地内で働かれた、作業員の方で亡くなった方々は3人か、延べ人数に対して3人でいいかという質疑の時に、松本さんは作業されてる方が亡くなったのは3人で、転職されたあと亡くなった方は知らない、交通事故で亡くなったり、他亡くなった方は知らないとおっしゃりましたが、作業